

船舶事故調査報告書

令和5年5月17日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和4年8月2日 11時37分ごろ
発生場所	宮城県石巻市田代島西岸 二鬼城崎灯台から真方位205° 1,300m付近 (概位 北緯38° 18.3′ 東経141° 24.7′)
事故の概要	漁船第八喜輝丸は、漂泊中、西寄りの風により圧流されて浅所に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和4年8月9日、主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 第八喜輝丸、2.0トン
船舶番号、船舶所有者等	MG3-56021（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	船底中央部に亀裂
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西、風力 4、視界 良好 海象：波高 約1m
事故の経過	<p>本船は、船長ほか1人が乗り組み、刺し網漁を終えた後、船長が、低気圧の接近に伴い天候の悪化を予想し、ふだんは漁獲後に漁場に再度投入する重りの付いたボンデンと刺し網等の漁具を揚収したままとし、魚が大量に捕れており、漁獲物の水槽に海水を詰めて早く石巻市渡波漁港に帰港しようと思ひ、速力を上げて田代島西方沖を航行中、燃料がなくなり船外機が停止した。</p> <p>本船は、漂泊し、西寄りの風が強く吹き始めた状況下、船長が、乗組員に燃料の補給を行わせ、自らは漁獲物の選別作業に意識を集中していたところ、圧流されて田代島西岸の浅所に乗り揚げた。</p> <p>本船は、船長が浅所に乗り揚げた旨の118番通報を行い、来援した海上保安庁のヘリコプターの機動救難士及び水難救済会の救助艇により浅所から引き出され、自力航行で渡波漁港に入港した。</p> <p>船長は、ふだん、渡波漁港を出港して漁場で刺し網漁を行った後、同漁港には途中で燃料を補給せずに帰港することができていたが、魚が大量に捕れており、漁獲物の水槽に海水を詰めて早く同漁港に帰港しようとして速力を上げて航行したので、燃料をふだんよりも多く消費したと本事故後に思った。</p> <p>本船の喫水は、船首尾約0.5mの等喫水であった。</p>
分析	本船は、田代島西方沖を航行中に燃料がなくなり、船外機が停止して漂泊した際、西寄りの風が強く吹き始めた状況下において、船長

	<p>が、乗組員に燃料の補給を行わせ、漁獲物の選別作業に意識を集中していたことから、圧流されていることに気付かず、田代島西岸の浅所に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>本船は、魚が大量に捕れており、漁獲物の水槽に海水を詰めて速力を上げて渡波漁港に向けて航行を続けたことから、燃料がふだんよりも多く消費されてなくなり、船外機が停止したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、田代島西方沖を航行中に燃料がなくなり、船外機が停止して漂泊した際、西寄りの風が強く吹き始めた状況下において、船長が、乗組員に燃料の補給をさせ、漁獲物の選別作業に意識を集中していたため、圧流されていることに気付かず、田代島西岸の浅所に乗り揚げたものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、天候の悪化が予想される場合は操業を早めに切り上げて帰港すること。 ・ 船長は、燃料の残量に注意を払うこと。 ・ 船長は、漂泊中、風や波の状況を把握し、常時適切な見張りを行うこと。